

佐波川水系における渇水対策の終了について

令和 8 年 4 月 山口河川国道事務所

1. 経緯

佐波川水系においては、令和 7 年秋からの少雨傾向の継続により佐波川ダムおよび島地川ダムの貯水状況が低下したため、令和 8 年 1 月 26 日より、佐波川水系における渇水対策として取水制限（第一次、10%カット）を開始し、併せて山口河川国道事務所に渇水対策支部を設置。

その後、3 月下旬以降の降雨により流域の水文状況が改善し、ダム貯水量も回復基調となったことから、取水制限解除に向けた検討を行う。

2. 実施した主な渇水対策

- 佐波川ダム・島地川ダムの連携操作による、河川流況および利水補給の安定確保
- 関係利水者との情報共有および自主的な取水調整への協力依頼
- 渇水対策支部による気象・貯水状況の常時監視、事務所 HP における広報

なお、取水制限期間中から現在に至るまで、給水制限等の渇水被害は確認されておらず、現時点において顕在化した被害は生じていない。

3. 解除判断

令和 8 年 4 月 3 日 9 時現在において、

- 佐波川ダムおよび島地川ダムの合計貯水率が約 70% (76.5%) まで回復していること
- 今後も一定の降雨が見込まれ、急激な渇水進行の恐れが低下していること

これらの状況を踏まえ、速やかな取水制限解除が可能な状態にあると判断し、佐波川渇水調整協議会については書面による協議を実施することとした。

書面協議においては、解除時期および今後の対応方針について意見照会を行い、異議がないことを確認予定。

4. 対外的な対応および今後のスケジュール

- **令和 8 年 4 月 8 日 (水) 12 時**
佐波川水系における取水制限を解除 (予定)
併せて、山口河川国道事務所の渇水対策支部を解散 (予定)
- **同日、取水制限解除について記者発表を実施し、協議結果および解除を公表 (予定)**
(※渇水調整協議会については書面開催とし、解除結果をもって対外的に周知する)

**(案)**

お知らせ

佐波川における取水制限の解除について

～ダム貯水率が回復したことから取水制限を解除し、渇水対策支部を解散します～

佐波川においては、令和8年1月26日9時より、渇水対策として取水制限を実施してきました。

その後、3月下旬以降の降雨により河川流況およびダム貯水状況が改善し、4月6日9時現在、佐波川ダムおよび島地川ダムの合計貯水率は78.8(要更新)%まで回復しています。

これらの状況を踏まえ、佐波川渇水調整協議会において書面による協議を行った結果、渇水の進行リスクは低下したと判断し、令和8年4月8日(水)12時をもって取水制限を解除することとしました。

あわせて、山口河川国道事務所に設置していた渇水対策支部についても、同日同時刻に解散します。

節水にご協力頂きまして、ありがとうございました。

【ダムの効果・今回の渇水対応について】

今回の渇水対応においては、佐波川ダムおよび島地川ダムにおける貯留・調整機能が十分に発揮され、河川流況の安定確保や利水・河川環境への影響緩和に寄与しました。

今後も引き続き、気象状況や貯水状況を注視しながら、適切な河川管理に努めてまいります。

【参考】

佐波川水系における過去の渇水状況や取組については、以下のホームページに掲載しています。

<https://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/river/kassui/index.html>

【問い合わせ先】 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所

副 所 長 (河川)

みつい 光井 伸典
くもりしげ せいじ 政二

(担 当) 河 川 管 理 課 長

栗重

電話番号 (0835) 22-1890 [河川管理課直通]

事業について詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/>



X(旧ツイッター)にて最新情報などを配信しています。

https://twitter.com/mlit_yamaguchi



佐波川の日々の情報をX(旧ツイッター)で配信しています。

https://twitter.com/mlit_sabagawa



